

令和5年5月8日

保護者様

小野市立来住小学校
校長 森田 史生

学校における新型コロナウイルス感染症への今後の対応について

平素は、本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

みだしのことにつきまして、令和5年5月8日以降の感染症法上の位置づけ変更（2類から5類）に伴い、新型コロナウイルス感染症にかかる今後の対応については、下記のとおりとします。

については、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、教育活動に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 今後の対応

- (1) 学校教育活動にあたって、マスクの着用を求めないことを基本とし、マスク着用の有無による差別・偏見がないように適切に指導します。
- (2) なお、登下校時の混雑したバス・電車、医療機関や高齢者施設等の訪問等では、マスク着用を推奨します。
- (3) 毎日の体温を計測し学校に提出する取組は不要ですが、健康状態の確認は継続願います。
- (4) 「濃厚接触者」としての特定は行われないこととなり、それによる欠席は必要ありません。
- (5) コロナ感染不安による欠席は、従来どおり欠席扱いにはなりません。

2 児童生徒がコロナに感染した場合

- (1) 発症日の翌日から5日間（計6日間）の出席停止となります。
- (2) 「発症後5日を経過し、かつ、解熱後1日を経過」すれば登校可能となります。
- (3) 周囲への配慮として発症日から10日間が経過するまではマスクの着用が必要です。